次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
片山特殊鍛工株式会社	茨城県坂東市山二千百七十八番地	鍛造

ロ　［略］

ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社佐々木石材	宮城県栗原市栗駒稲屋敷後原前二十一番地四	石材施工
株式会社藤田鉄筋工業	茨城県久慈郡大子町大字小生瀬千七百七十一番地三	鉄筋施工
湖誉設備工業株式会社	愛知県名古屋市中川区打中一丁目二百七番地	配管
有限会社土屋工務店	愛知県名古屋市緑区大高町字天神百十七番地	左官
林鉄筋	大阪府摂津市鳥飼和道二丁目四番二十七号	鉄筋施工
三原工業	福岡県北九州市八幡西区八枝五丁目六番十号（Ｂ－二百一）	左官
株式会社河北鉄工	佐賀県三養基郡みやき町大字江口二千三百十一番地の一	塗装

改正前

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

ロ　［同上］

ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。